

5	年	保	存
機	密	性	1
平成 24 年 11 月 27 日から 平成 29 年 11 月 26 日まで			

基 発 1127 第 3 号
平成 24 年 11 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

夜間・長距離運行の貸切バスにおける交替運転者の配置基準の
周知等について

高速ツアーバス及び会員制高速バス(以下「高速ツアーバス等」という。)の夜間運行における交替運転者の配置については、国土交通省が平成 24 年 7 月 18 日付け通達により定めた配置基準の周知等を、厚生労働省においても国土交通省と協力して行ってきたところである。

この度本年 11 月 22 日に、国土交通省では、これに加えて、高速ツアーバス等以外の夜間・長距離運行する貸切バス運転者についても、交替運転者の配置基準を策定したところである。

については、厚生労働省としても、バス運転者の労働条件の向上の観点から、引き続き、国土交通省と連携を図り、これらの配置基準の周知等を行うこととしたので、貴職においては、高速ツアーバス等を含む貸切バスの運行を行う事業場に対する周知及び地方運輸機関に対する通報について、遺漏なきよう対応されたい。

なお、平成 24 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 2 号「「高速ツアーバス等の夜間運行における交替運転者の配置基準」の周知等について」は、本通達をもって廃止する。